

農薬取締法改正後の 作物分類について

元 公益社団法人 緑の安全推進協会 農薬相談室

山崎 道晴

Michiharu Yamasaki

1. はじめに

公益社団法人緑の安全推進協会は、農作物等（樹木、芝及び農林産物を含む）の病害虫・雑草防除に使用される農薬に関する正しい理解、効率的かつ安全な使用技術等の普及を図ることにより、その適正使用の推進に資し、もって農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。その中で、電話相談として一般家庭・農家・JA 営農指導員や購買担当者・県、販売店からの問い合わせにお答えしております。

2. どんな方から問い合わせがあるのか？

過去2年の問い合わせについて図1で紹介します。

農家及び一般家庭からの問い合わせが多い傾向にあります。

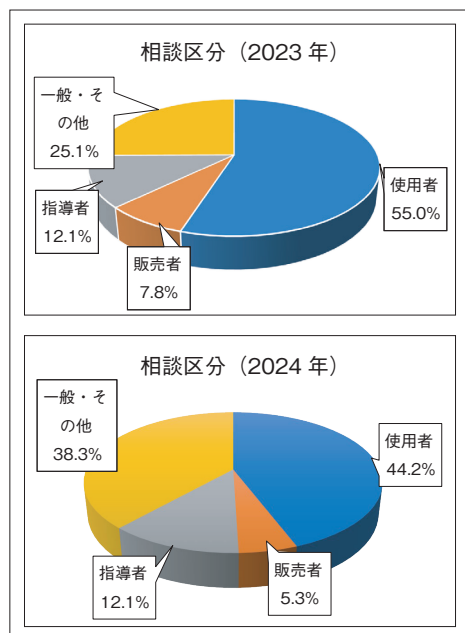


図1. 質問者区分

3. どんな内容の質問があるのか？

過去2年分を図2で紹介します。

農薬使用に対する問い合わせが非常に多く、次に安全性・健康相談と続きます。

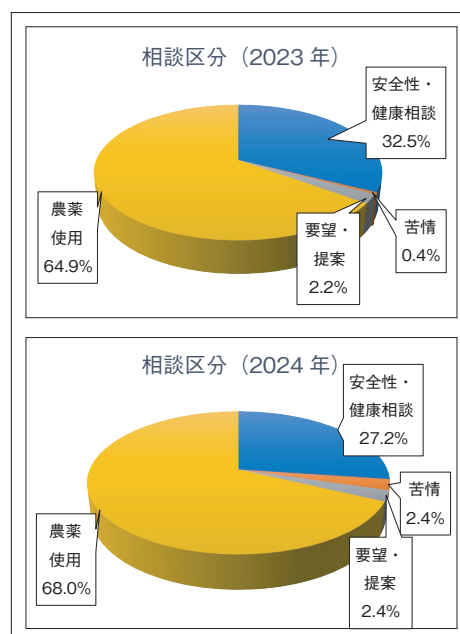


図2. 質問内容区分

4. 農薬取締法の変更で作物分類はどう変わったのか？ (作物分類の問い合わせが多い)

農薬取締法が改正されたことにより、作物分類が変更になりました（2019年、独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）適用病害虫の範囲及び適用農作物の名称（<https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/>）。しかし、旧作物分類と新作物分類の関係が十分に理解できていない現地から問い合わせがみられました。具体的にどのように変更

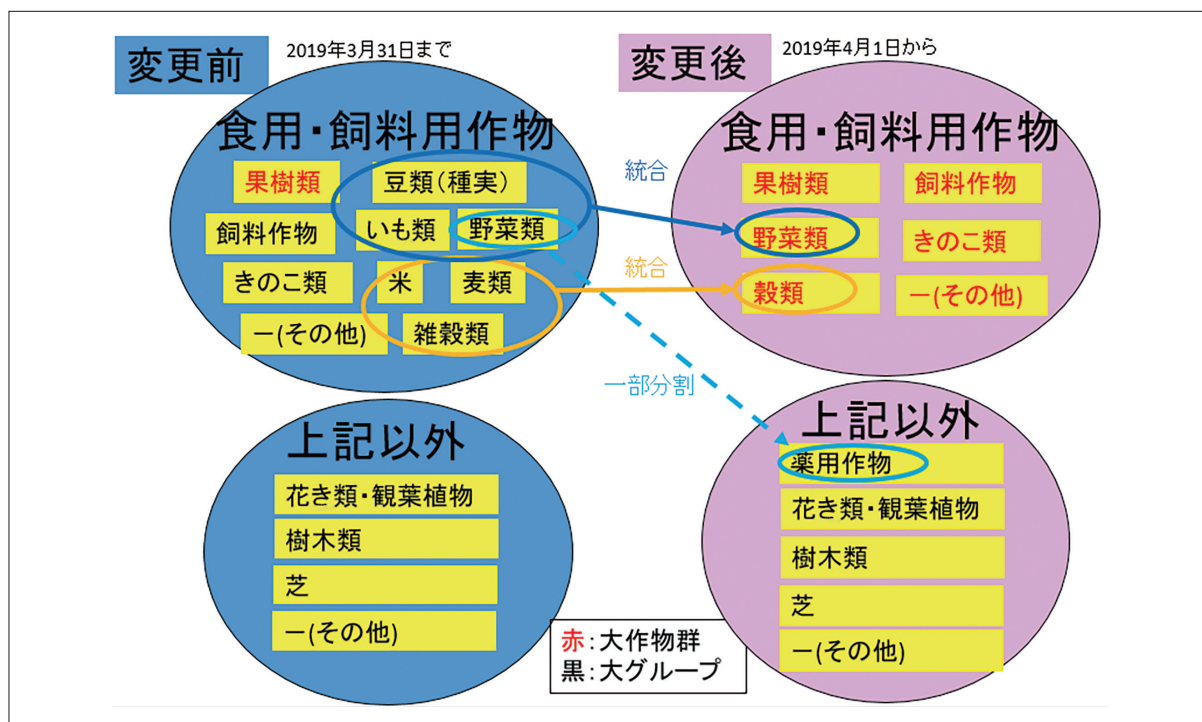
になったか一部説明をします。

大グループが大作物群に変更になり、いも類、豆類（種実）が野菜類に含まれるようになるなど、グループ名が大作物分類に名称変更など大きな変更がなされました。

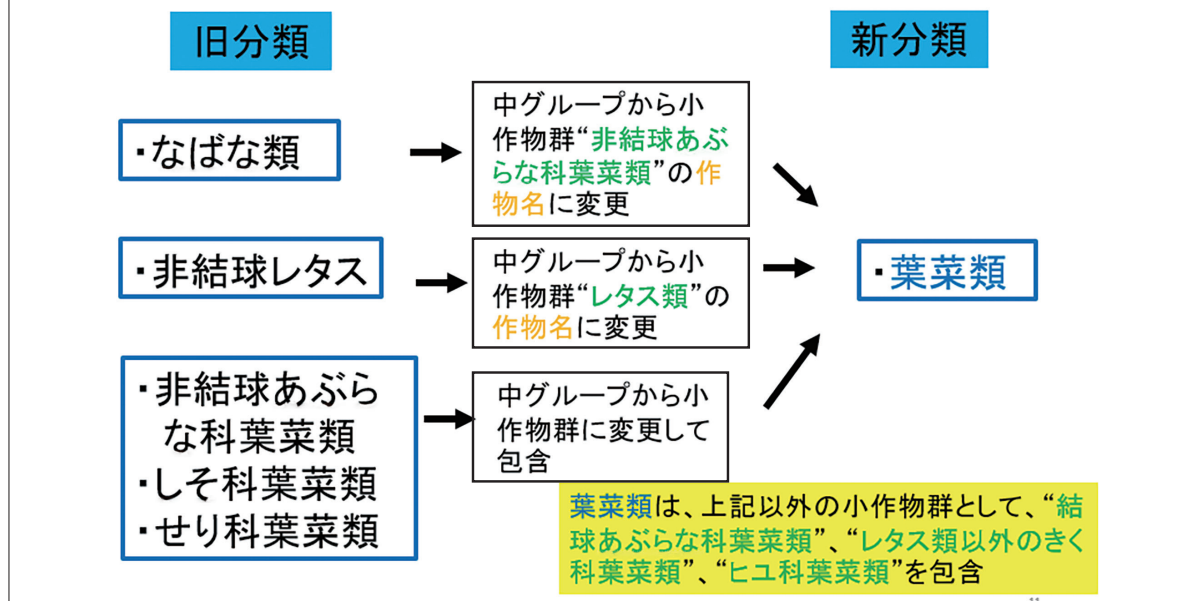
また、中グループも、小作物群に変更になった場合もあります。

今回の変更に伴い下記の注意点があります。

- ①既登録農薬で現在使えているものが、使えなくなることはない
- ②ラベルに従って、従前の分類で使用しても問題ない
- ③既登録の作物群に、新たに含まれることになった作物にも使用可能
- ④作物群に新たに追加された作物について、すでに個別作物として登録があった場合は、従前の個別作物としての使用方法で使用する



野菜類に包含される中作物群



5. 実際にどのような問い合わせがあったのか？

質問1：「ねぎにら」（参考：「ねぎにら」とは、「ねぎ」と「にら」のハイブリット野菜）に使用できる農薬は、「ねぎ」「にら」の登録があれば使用できますか？

回答：「にら」と「ねぎ」は作物名になりますので、それぞれの作物の登録があっても使用できません。このような場合、鱗茎類（葉物）の交配種であれば、野菜類、鱗茎類、鱗茎類（葉物）の登録のある薬剤が使用できます。このような交配種は、注意が必要になります。

質問2：健康食品に使用される「大麦若葉」で使用できる農薬はありますか？

回答：「大麦若葉」は、農薬取締法上での分類は野菜類になりますので、「野菜類登録」の農薬が使用できます。

質問3：「わけぎ」と「ねぎ」は農薬取締法上の分類はどう違いますか？

回答：「ねぎ」は種を撒いて育て、「わけぎ」は球根で植え付けます。「わけぎ（分葱）」とは、ねぎと玉ねぎ雑種です。見分け方のポイントは、球根です。両方の根元の部分に注目してみてください。「わけぎ」は少し膨らんでおり、ねぎは葉っぱまで一直線で膨らみはありません。両方とも小作物群は鱗茎類（葉物）になります。それぞれは、作物名になります。「ねぎ」は収穫部位が茎葉、「わけぎ」は茎葉及び鱗茎を収穫します。ちなみにこのほかに「あさつき」があります。収穫部位は、茎葉及び鱗茎になります。

	収穫部位	別名、地方名、品種名等の例
ねぎ	茎葉を収穫するもの	九条ねぎ、加賀太ねぎ、千住ねぎ、やぐらねぎ、下仁田ねぎ、わけねぎ
わけぎ	葉、および鱗茎を収穫もの	
あさつき	葉、および鱗茎を収穫もの	イトネギ、センボンワケギ

質問4：未成熟の落花生は「豆類（未成熟）」でしょうか、あるいは「野菜類」でしょうか。

回答：「未成熟の落花生」が通常収穫する時期の1～2週間程度前に収穫するものであれば、従来は「らっかせい」または「豆類（種実）」に適用のある農薬が使用可能でした。農薬取

締法改正後は、「らっかせい」及び「豆類（種実）」が「野菜類」に含まれることになりましたので、「らっかせい」、「豆類（種実）」及び「野菜類」に適用のある農薬が使用可能です。

質問5：ベビーリーフに適用のある農薬は存在しますか？

回答：農薬登録のために提出される作物残留試験は、通常大きさ、形状の作物を用いて試験を実施しているため、極端に大きさや形状が異なる作物については、残留基準値を超えて農薬が残留し、食品衛生法上の違反となる可能性があります。

このため、「ベビーリーフ」の病害虫防除にあたっては、「野菜類」に登録のある農薬を使用してください。

なお、通知別表への記載や種苗への表示などから、ある作物に分類されることが明らかな場合は、例えばその分類内の他の品種よりサイズの小さい品種であったとしても、通常出荷する段階で収穫する限り、当該作物に適用のある農薬を同じように使用できますが（例「かんきつ」に分類される「きんかん」など）、食品衛生法の観点には十分ご注意ください。

質問6：玉ねぎの葉の部分食用として供する場合、玉ねぎ登録の薬剤使用で問題ないでしょうか？

回答：「たまねぎ」は鱗茎を収穫するもの、「葉たまねぎ」はたまねぎの比較的若い段階の葉及び鱗茎を収穫するものと定義されています。残留分析部位に入っていない（定義されていない）部位は、食用に供することを想定していないということです。

従って、たまねぎの葉を食用に供する場合、「たまねぎ」及び「葉たまねぎ」に登録のある農薬は使用できません。野菜類に登録のある農薬が使用できます。

6. おわりに

農薬ラベルの記載どおりに使用することで、農薬を正しく使うことになります。農薬は、収量安定と良質な農産物の生産に必要な総合防除の資材です。また、使用した農薬の使用履歴は必ず記帳してください。わからないことは専門家に確認して使用くだ

さい。

そうすることで、消費者に安全安心な農産物を供給することができると思います。

参考文献

- ・独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC） 適用病害虫の範囲及び適用農作物の名称
（<https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/>）：農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6281 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- ・農林水産省 農薬コーナー＞農薬の適正な使用＞農薬の適正使用の徹底
（https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/info.html）：「摘果、間引きされ、食用に供される農作物に対する農薬の適正使用について」（令和 5 年 10 月 4 日発出）
- ・クロップライフジャパン：<https://www.jcpa.or.jp/>
- ・公益社団法人 緑の安全推進協会：<https://www.midori-kyokai.com/>
- ・緑の安全推進協会 リーフレット：<https://www.midori-kyokai.com/leaflet/>